

# 経済連携下における知財の制度，知財戦略のために

——第13回JIPA知財シンポジウムに向けて——

JIPAシンポジウム実行委員会\*

**抄 録** 2013年度第13回JIPAシンポジウムにおいて経済連携を取り上げ、経済連携が活発化する中で、経済連携によって会員ビジネスに何が起きるのか、そのために、企業のIP部門として何を発信して、どの様に行動することが企業の経営に資することになるのかを考える。この為、経済連携の状況や経済連携交渉中の各国での知財状況を分析的に紹介すると共に、シンポジウムの予備的知識を提供することで、参加者の皆様へ役立たせていただきたい。

## 目 次

1. はじめに
2. 経済連携の現状認識
3. 経済連携交渉地域における知財問題
4. 経済連携後のビジネス予想
5. 経済連携地域の制度と日本企業の保護状況
6. 知財懸念の顕在化
7. おわりに

実行委員長：鹿島建設），菊地康久（アジア戦略プロジェクト：サッポロホールディングス），大橋孝司（国際第1委員長：パナソニック），半田昌巳（国際第1委員長代理：武田薬品工業），伊藤寛（元知的財産マネジメント委員会副委員長：三井化学），熊切謙次（国際第2委員長：日立製作所），及び、西尾信彦（事務局長）という構成メンバーで実施した。

## 1. はじめに

2国間、地域の経済連携交渉が活発化している。個々の交渉においては、知財章という項目において、各国の知財制度の個々の条文、例えば、特許出願の猶予期間や、著作権の権利期間などに係る条文などについて交渉されている。本論説では、個々の条文ではなく、企業の制度利用というマクロな観点から、TPP（環太平洋経済連携協定）等の地域経済連携を題材にして経済連携下で企業として望ましい知財の制度、企業戦略について課題を検討した。

なお、本検討は、JIPAシンポジウムで取り上げる経済連携を検討すべく研究会を発足させ、櫻井克己（常務理事 JIPAシンポジウム

## 2. 経済連携の現状認識

現在迄に日本が関連した経済連携としては、個別の2国間で行われているもの及び、TPP、RCEP（東アジア地域包括的経済連携）、日中韓など地域でまとまった形で実施されているものが存在している。これらは、FTA（Free Trade Agreement）や、EPA（Economic Partnership Agreement）と称される。

日本の2国間の経済連携交渉は2000年当時から開始されており、2002年シンガポール、2005年メキシコ、2006年マレーシア、直近では2013年のモンゴルなど、2013年10月末現在、日本知的財産協会（JIPA）で調査した範囲で既に13

\* Special Committee on 13th JIPA IP Symposium

か国の連携交渉が終結している。これらの2国間の経済連携協定の中には、メキシコや、ブルネイ等、知的財産に関する知財章を設けていない協定も存在している。また、欧州連合、所謂EUと日本、ASEANと日本というような地域連合との交渉も進められている。

地域経済連携は、アジア・環太平洋地区では、継続交渉中も含めてASEAN、APEC、AFTA、FTAP、RCEP、及び、TPPなど数多く存在している。また、将来的には、FTAAP（アジア太平洋自由貿易圏）という形で環太平洋からインドを含んだ超広域の連携協定も提案されているところである。

個々の内容に関して、交渉中は、その中身は交渉団だけの極秘扱いという状態であり、NPO（Knowledge Ecology International）による米国提案と称される知的財産分野草案の公表や、WikiLeaksによる交渉関連情報の公表がニュースバリューを持つ所以である。これらの知的財産交渉情報のリークといわれる情報は公式文書ではないので不確定な情報と考えておく必要がある。因みに本稿執筆時点で、米国では上下両院議員や知財専門家らがオバマ大統領とUSTR（合衆国通商代表部）に対し交渉テキストの全文公開を求めているという状況である。

以上のような状況であるので、ここでは公開されている締結済の経済連携の知財関係情報から検討を進める。我々が把握している内容としてはソフトウェア特許の容認、日本特許庁による審査結果の利用、部分意匠制度の導入、著名商標制度の導入、優先権証明や譲渡証の公証手続きの撤廃などである。また、この項目は、それぞれの国ごとに程度や項目は異なるものの合意に至り各国に制度、或いは、運用に導入されていると理解している。

締結済みのアジア・ASEAN地区の経済連携による知財関係制度改善の効果について、JIPAの関係専門委員会に対して実施したアン

ケートの結果によれば、知財関係の条文や、審査結果利用等の運用の仕組み改善によって権利取得の観点では効果を企業側が「若干」享受し、実感していることが確認できた。ここで「若干」とした理由は、該当諸国の各種権利の手続き件数が少なく経験が少ないために使用している。因みに権利の活用の面では、効果の確認は十分得られていない。

このことから、経済連携が強化される中で、知的財産に係る制度は、個々の条文の改正だけで十分であろうか、企業は自己の技術・ビジネスを適切に保護できるのであろうかという疑問が湧いてくる。

近年、韓国、中国企業等のビジネスでの台頭が著しく、日本企業がビジネスを奪われ事業売却や倒産を余儀なくされている。最近、こうした状況を危惧してか、関係団体、機関との意見交換の場で、企業による知的財産戦略が正しく行われたのか、経済連携が推進されている中で日本企業が再度グローバルに強い企業に再生できるのかというような指摘がされる。産業競争力再生という国家的な動きの中で、経済連携交渉が進捗中の今から、グローバル競争勝ち残りという命題に知財関係で応えられるかどうかを考察し、事前に策を練っておくことは企業の知財人としては重要であると考えられる。

以上のような観点で、経済連携交渉で行われている知財章の各項目の十分性を振り返ってみると、知財章以外の章におけるビジネスに係る項目、例えば図1は、TPPにて交渉される章を示すが、これらの章にも注目したうえで、日本企業が使いやすく、また、実際に積極的に使うような制度、体制設計をしなければならないと考える。制度が有っても使えないような制度設計では全く意味が無いからである。

各種規制撤廃を行う経済連携後には人、モノ、金の動きが活発になることは確かである。

これに対して適切に権利保護を図るには、そ

物品市場 アクセス	原産地規則	貿易円滑化	SPS(衛生植物 検疫)	TBT(貿易の技 術的障壁)	貿易救済	政府調達
知的財産	競争政策	越境サービス	商用関係者の 移動	金融サービス	電気通信サー ビス	電子商取引
投資	環境	労働	制度的事項(法 律的事項)	紛争解決	協力	分野横断的事 項

図1 TPP交渉の21交渉分野

の具体的な内容である研究開発投資、各国の産業分野別のイノベーションの活発化の程度予想分析も必要であろう。更に、経済連携をした地域や、構成国が行っている経済発展に向けた取り組みや進捗パワーも研究しておく必要がある。知的財産権の行使を考えたとき、いずれの国にいずれの分野の競合企業が発生するのか、何れの国が何れの商品の流通ハブになるのか、大きな市場になるのか、更には法律の執行力などが重要な要素と考えられるからである。

### 3. 経済連携交渉地域における知財問題

現在交渉が行われている地域の多くの国は新興国であり知的財産の保護に関する運用が必ずしも十分でない。

特に、商標、意匠、特許やノウハウ保護、営業秘密に関する不正競争防止法について、先行技術、先行情報の調査能力や、新規性・進歩性等の判断のレベル、模倣品の取りしまりの体制、模倣品が大量発生しないようにする啓蒙活動を含む体制整備など課題が多岐に渡る。

JIPAは、各国に対して、建議し或いは意見書提出、訪問団、企業連携会議を通じての意見発信により改善を求めている。しかし、それに応じた各国の動きは遅く、十分であるとは思われない。模倣問題に関しては解消には、更なる動きの必要性を感じている。

#### (1) 模倣品の流通の不透明化

現在、中国の海賊版、模倣品は、中国国内にとどまらず、インド、台湾他、ASEAN地区に

流通し拡散している。地域経済連携が活発化した場合、域内での人、モノの移動が自由となるので域内の国との水際取締りが緩やかになることが予想される。パスポートチェックなしに域内各国に入国できたり、荷物検査なしに入国できたりすることを想像してみたとき、知財による保護が危機的な状況になると感じるのは、当研究会メンバーだけであろうか。

域外で模倣品が作られ、経済連携域内の何れの国から投入されると、域内の全構成国に一挙に拡散するという事態が考えられる。模倣品の域内への投入の港が激増するため模倣品の投入も判らなければ、模倣品の域内の取締機能を如何に強化するのか、或いは、どのようにどれだけ各企業がそうした機能の処置に対応しなければならないのか、企業にとって多いなる負荷になることが予想に難くない。

#### (2) 過去の知財の模倣形態

知的財産権の模倣・侵害について過去の例をみると、最初は偽ブランドで悪質商品を製造販売するという商標問題、次いで形状だけを似せて粗悪材料を使用したような商品を流通させるなどの意匠問題、技術を盗用するという特許問題、或いは、スパイを雇って秘密を得るというような営業秘密漏えいや金型流用などに係る不正競争法上の問題という時系列的な順番で模倣が進んできたように考えられる。

また、各方面から、日本企業が相当数の特許出願をしてきたことから、これらの特許出願に記載された技術情報が公開情報となり、日本技

術が盗まれたという指摘もある。これを研究開発の参考書として二番手として簡単に技術開発して類似製品を市場投入するというやり方である。しかも、こうした企業には、権利確保していない国々に市場を拡大してゆき、最後に、日本企業の市場を凌駕するというビジネス展開をしている海外企業も存在する。このような経験をされた日本企業も数多く有ると思われる。

経済連携を進めている諸国にはこうした順序パターンはあてはまらないことを期待したいが、既に、アジア地域の中で起こってしまっていることを考えると、新興国を多く含む近年の経済連携地域に対して知財保護をどのように優先順序だてて保護すべきか、という点は適切な知財保護を考える上で考慮しておくべき事項であろう。

### (3) 知的財産権の保護ネットの形成問題

前項の様に模倣品の拡散を考慮すると、域内の知財権による保護ネットを強化する必要がある。然るに域内各国に商標、意匠、特許に係る知的財産権利を個別に取得することになると、推定計算を別項にて行うが、企業は膨大な知財経費、人的パワーを必要とすることは自明である。

そうかと言って保護をあきらめれば、他国企

業にビジネス自体を譲らざるを得ない事態、強い日本産業の復活も断念せざるを得ない事態になりかねない。

これを防ぐためには、商標、意匠、特許、ノウハウ保護を無駄なく適切に配合して連携地域に権利の保護ネットを張り巡らす、あるものは網羅的に、あるものは、もっとも効果的な国に重点的になど、今こそ、地域分析、知財評価分析に基づく知財戦略を研究して策定し実践しなければならない時であると考えます。

更に、権利行使を含むビジネス保護という観点からみても、経済連携交渉中の各国の制度や体制は必ずしも十分でないことから法律や体制の整備を求めてゆく事は当然として、企業としては権利を獲得した後にさらに各国での模倣・侵害有無を監視し、各国司法に訴えて権利行使を行うことも想定して、企業の体制整備も必要になろう。

## 4. 経済連携後のビジネス予想

### (1) 貿易量の推移

当研究会では、上記の懸念の下、基礎データを収集したので紹介する。

渡辺利夫著「開発経済学入門」によれば、貿易量の変化は、図2の様に1985年以降貿易の中

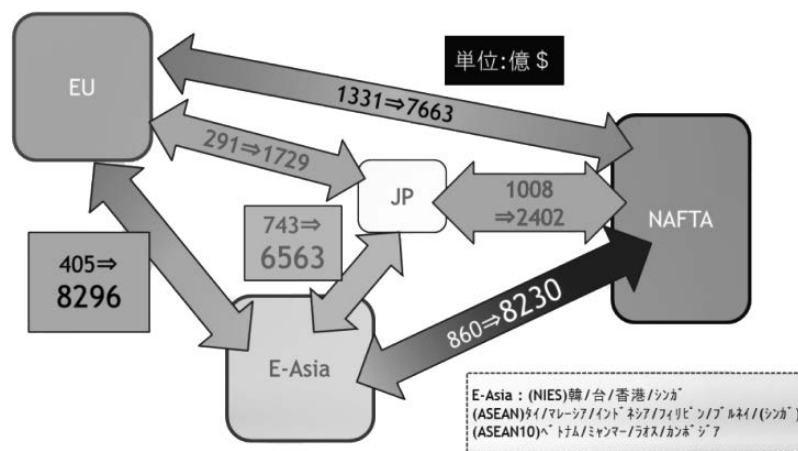


図2 1985年から2008年の貿易量変化  
渡辺利夫著「開発経済学入門」p.237を基に作成

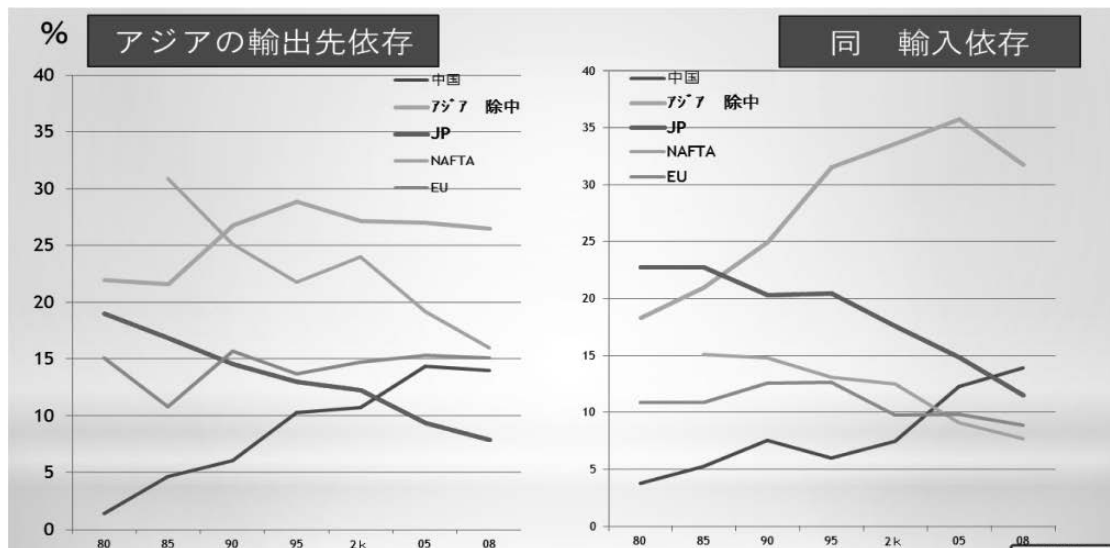


図3 アジア地区の輸出入依存推移 渡辺利夫著「開発経済学入門」p.239を基に作成

心がアジア地区に集中して増加している。

また同著によれば、アジア地区の各国の輸出先依存度、輸入先の依存度を見ても、図3のように、アジア諸国のアジア諸国への依存度が中国を除いても大きく増加している。

この増加率から推察するに、経済連携が進み、例えば、関税が撤廃されることになれば、ますます経済的に関係する経済連携締結の発展途上

国の経済的な価値は高まることが予想される。但し、何れの分野が活発になるのか。新聞報道では農産物が話題の中心に上がっているが、分野によって異なることもあろう。そこで、TPP交渉参加各国の関税率を2013年9月に発行のJETRO資料「環太平洋パートナーシップ(TPP)協定の概要・データ集」から抽出した(図4)。

これを参考にすると、各国の高関税率の分野

(単位:%)

	TPP交渉参加国											
	シンガポール	ブルネイ	NZ	チリ	米国	豪州	ペルー	ベトナム	マレーシア	カナダ	メキシコ	日本
単純平均MFN関税率	0.0	2.5	2.0	6.0	3.5	2.8	3.7	9.8	6.5	4.5	8.3	5.3
農産品	0.2	0.1	1.4	6.0	5.0	1.4	4.1	17.0	10.8	18.0	21.4	23.3
	0.0	2.9	2.1	6.0	3.3	3.1	3.6	8.7	5.8	2.5	6.3	2.6
商品別	電気機器	0.0	13.9	2.3	6.0	1.7	2.9	2.1	8.9	4.3	1.1	3.8
	テレビ	0.0	5.0	0.0	6.0	0~5	0~5	6.0	0~35	0~30	0~6	0~15
	輸送機器	0.0	3.8	3.1	5.5	3.0	5.8	1.0	18.0	11.4	5.8	9.5
	乗用車	0.0	0.0	0~10	6.0	2.5	5.0	6.0	15~74	0~35	0~6.1	15~50
	トラック	0.0	0.0	0~5	6.0	0~25	5.0	0.0	0~68	0~30	0~6.1	0~50
非電気機器	0.0	7.3	2.8	6.0	1.2	2.8	0.6	3.4	3.5	0.5	3.0	
化学品	0.0	0.5	0.8	6.0	2.8	1.8	2.0	3.5	2.8	0.9	2.6	
繊維製品	0.0	0.8	1.9	6.0	7.9	4.3	9.6	9.7	9.0	3.8	10.1	

【注1】テレビ(HS852871~73)、乗用車(HS8703)、トラック(HS8704)は2013年4月時点の関税率。その他は"World Tariff Profiles 2012"(WTO)に基づく2011年の平均関税率(マレーシア、ベトナムは2010年)。  
 【注2】豪州の乗用車の関税は、中古車(一般に年式30年以内)には5%+12,000豪ドルの重量税が加算される。  
 【資料】"World Tariff Profiles 2012"(WTO, UNCTAD, ITC)、“World Tariff”(FedEx Trade Networks)から作成。

図4 関税率~TPP交渉参加国の平均関税率~

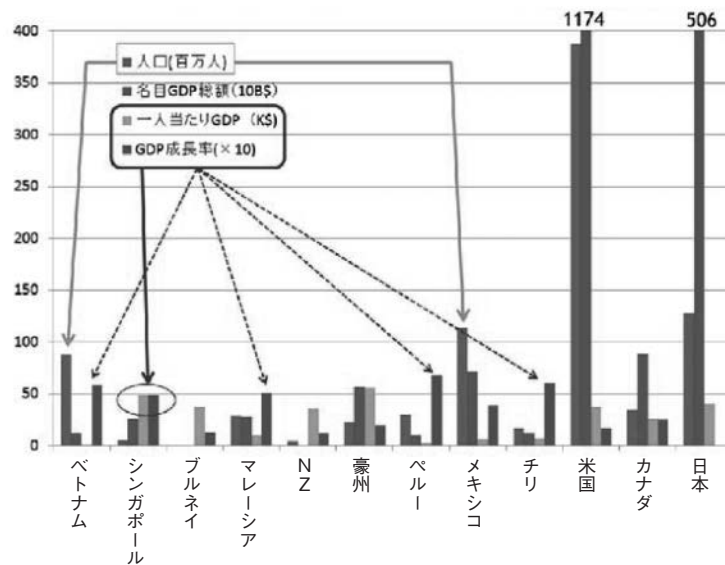


図5 TPP諸国基礎データ

が一目瞭然である。農産物だけでなく、自動車、テレビ、繊維製品等でも国によって高い関税率をかけている。しかも、TPP交渉では、非関税品を90%以上にし、将来的には100%にすることになっている。これらが撤廃されるとものの流れも変わることが明らかであり、ある程度、関係技術分野も特定できる。更に図5のとおり、TPP諸国の基礎データで一人当たりのGDPの成長率と絶対値をみると日本を抜いている国がいくつも存在している。TPP諸国もイノベーションの活発になる要素を多く含んでいるのではないかと考える。

注目すべきは、共同出資企業で開発が終わり一定の技術が該当国に蓄積されると、日本企業の契約を切るというような政策を取る国、或いは巨大多国籍企業の策の存在である。技術・ノウハウのみが、相手の国に残り、後になって日本企業のビジネスを脅かす。今まで日本企業が見てきた多くの失敗例である。経済が豊かになり、教育レベルが上がれば技術力、イノベーションの力も上がり、日本の開発競争国となるのではないかと懸念を抱く人は少なくないと考えられる。いずれの国がその国となるのか、経済・イノベーション事情も重要な分析要素であろう。

## 5. 経済連携地域の制度と日本企業の保護状況

それでは、地域に張り巡らせた権利網の現状や出願人にとって効率的な制度の現状を検討する。

### (1) 商標の保護

商標の国際手続きとして「マドリッドプロトコル」が存在する。この制度では出願人が日本特許庁へ出願して審査を受けた後、世界知的所有権機関国際事務局に申請して登録する。各国へは、国際事務局が出願人の指定する国に移行して、権利が確定する。従って、地域であっても国際権利化は簡単であると言える。また、費用面でも、マドリッドプロトコルを使用しないで例えばTPPの参加国11ヶ国に権利を持つ場合には単純経費で約250万円/件で11ヶ国分の審査のマンパワーが必要となるが、使用した場合には150万円程度となり、しかも、マンパワーも1回の審査で済むことになる。

それでは、日本出願人のTPP各国での商標保護の実態はどうであろうか。正確な状況データは無いが、特許庁年次報告書によると、図6のように日本での商標出願が10.8万件/2012年。

(万件)

商標出願	日本	米国	シンガポール	ニュージーランド (NZ)	豪州	カナダ	ブルネイ	チリ	ベトナム	フィリピン	アメリカ	メキシコ	中国 (検)	韓国 (検)
各国出願データ	10.8	30.6	1.9	1.8	6.2	4.8	0.1	5.1	3.3	2.3	2.9	10.0	138.8	13.4
居住者	8.5	25.7	0.4	0.9	4.0	2.1	0.0	3.5	2.2	1.5	1.3	7.1	127.4	11.3
非居住者	1.1	3.3	0.7	0.9	1.1	2.7	0.1	1.7	0.5	0.8	1.6	2.9	9.6	1.1

意匠出願	日本	米国	シンガポール	ニュージーランド (NZ)	豪州	カナダ	ブルネイ	チリ	ベトナム	フィリピン	アメリカ	メキシコ	中国 (検)	韓国 (検)
各国出願データ	3.1	3.0	0.2	0.1	0.6	0.5	0.0	0.1	0.2	0.0	0.2	0.4	52.1	5.7
居住者	2.7	1.7	0.1	0.0	0.3	0.1	0.0	0.0	0.1	0.0	0.1	0.2	50.8	5.3
非居住者	0.4	1.3	0.1	0.1	0.3	0.4	0.0	0.0	0.1	0.0	0.1	0.2	1.4	0.4

図6 2011年 TPP域内各国の出願件数統計

然るに、各国の各国外からの出願件数をみると、中国へ国外から9.6万件（日本出願人以外も含む件数）出願しているのを除けば、ほとんど出願されていない。当然、日本からも出願していないことが、この表から想定される。

## (2) 意匠の保護

意匠制度で地域での保護で効率の良い保護制度としては、ヘーグ協定加入によるWIPOの国際登録制度がある。出願人が、WIPOの国際事務局に出願手配し日本で審査を受ければ各国に移行後も実質的に審査はされずに登録される。

意匠の場合も、TPPの域内各国に個別に登録申請をした場合には、各国の審査に対応する必要がある他、経費としては約150万円/件必要になる。一方、日本がヘーグ協定に加入しWIPOで国際手続きをすれば、マンパワーとしても1か国の審査で済み、手続き費用も約30万円/件程度で済む。

意匠についても現状の保護の状況は特許庁行政年次報告書に図6のように一部しか記載されないが、この表中、各国の「非居住者」の行をみれば明らかなように件数は極めて少なく、日本出願人も例に漏れずTPP各国には米国と中国を除けばほとんど出願していないであろうこと

が容易に想像される。

## (3) 特許の保護

特許については、多数国に効率的に権利取得できる仕組みとして、PCT手続き、及び、近年2国間で導入されている審査ハイウェイ制度が存在する。

PCT制度は、出願人にとって地域の権利確保には一見、非常に安価で人的パワーについても効率的な制度に感じる。しかし、JIPA国際第2委員会の研究結果（知財管理、Vol.62, No.7 (2012) p.954）によると（図7）、国際段階におけるサーチレポートや予備審査で、有効と判断された出願であっても国内段階に移行すると第二国でのその結論の採用率が約30%程度である。このことは、残りの70%は必ず何等かの審査手続き、すなわち、拒絶理由の発行、意見書の提出、更に、特許庁において再度の先行技術調査の実施という重複した審査手続きが行われている事になる。

また図8のとおり、審査ハイウェイに関してTPP等の関係諸国間の状況を特許庁のポータルサイトで調査すると、TPP関係諸国は、米国、カナダ、豪州等先進諸国で、新興国はメキシコとシンガポールのみである。

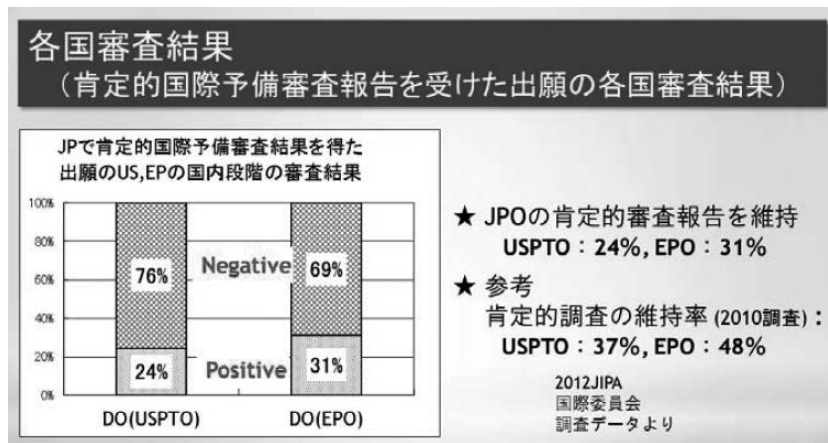


図7 PCT国際段階と国内審査

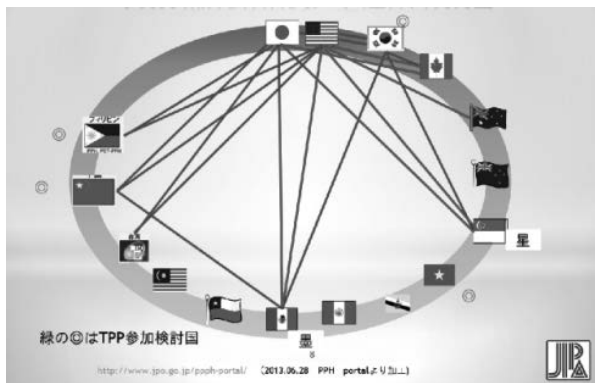


図8 TPP域内関係諸国のPPH

審査のレベルという問題も存在し、審査ハイウェイは2国間で双務的な制度であるので、これをすべての国に適用推進すべきである、とまでは言うことができない。

以上より、効率化、出願人負担の軽減の観点からPCT手続きの改善や、PPH以外の何等かの効率化の仕組み、例えば、欧州特許庁の様な地域統一特許機構も検討が必要と考えられる。

現状のTPP関係諸国の出願統計を図9に示す。このデータは、特許庁行政年次報告書に基づいて作成した。件数を取り出して議論すると件数主義の時代は終わったと考えもなく主張する方々がおられる。ここでは、むしろ、自分のビジネスを権利の無いところから駆逐されて凌駕されないようにするには、どのようにすべきかを考える手段としてこの統計を出している。

TPPでは米国、カナダ等の先進諸国が存在しているため、日本人出願人はこの地域へ2012年は延べ9万1,571件を出願している。しかし、その内の約8万4,000件は米国出願である。しかし、TPP全体をみると米国件数を母数にTPP諸国の出願全数を除算すると1.08ヶ国(91,577件/84,017件)しか出願していない。すなわち、米国以外は0.08件平均しか出願していない、つまり米国以外全然出願していないと同じである。

技術の盗用は商標権等と比べ最後の最後であると言われていたが、この状態で本当に日本企業のビジネスが守れるのであろうか。

因みに、現状の出願で使用している特許の経費を試算すると、一般的に1か国160万円を登録維持までに要するとされているところ、TPP諸国12ヶ国に権利化すると1件約2,000万円必要ということになる。国家規模で考えると1.08ヶ国の出願で延9,000件出願して1,456億円を支出している。現状の手続きの仕組みのまま、米国出願並みの8万件をTPP 12ヶ国に出願して権利化を図るとすると経費だけで約1兆6千億円必要になる。現状の約10倍強の費用が必要ということになる。企業としても現在の10倍の知財への資金の投資はあり得ない額である。

とするならば、企業としては発明を厳選して



出願人居住国⇒	日本	米国	ル シン ガ ポ ー	ン ド (N Z)	ニ ュ ー ジ ー ラ	豪 州	カ ナ ダ	ブ ル ネ イ	チ リ	ベ ト ナ ム	ペ ル ー	マ レ ー シ ア	メ キ シ コ	中 国 ( <u>検</u> )	韓 国 ( <u>検</u> )
日本		23,183	288	77	451	740	0	14	13	2	53	41	1,063	4,872	
米国	84,017		1,540	541	3,739	11,685	0	99	92	12	372	287	8,162	26,040	
シンガポール	1,253	3,902		25	160	130	0	5	4	1	17	13	94	120	
ニュージーランド(NZ)	200	2,038	8		594	88	0	1	1	0	6	4	34	31	
豪州	1,788	10,639	69	259		497	0	13	12	2	47	37	242	323	
カナダ	1,938	15,541	45	100	482		0	8	8	1	31	24	345	337	
ブルネイ	6	5	0	0	0	0		0	0	0	0	0	6	3	
チリ	13	310	1	8	28	16	0		0	0	0	0	2	5	
ベトナム	823	835	22	6	15	17	0	0		0	0	0	122	192	
ペルー	14	74	0	0	16	2	0	0	0		0	0	2	3	
マレーシア	783	653	2	4	6	12	0	0	0	0		0	791	356	
メキシコ	742	6,800	15	23	112	252	0	0	0	0		0	80	215	
中国 (検)	33,882	25,380	358	95	608	940	0	17	16	2	65	50		7,178	
韓国 (検)	14,346	11,516	129	36	196	471	0	7	6	1	25	19	517		

注意

- 1 データは、特許行政年次報告書2012年版<統計資料編>第4章
- 2 “その他”の項目にはTPP関係諸国とTPP域内諸国で詳細データが無い国を含む。
- 3 “域外”は欧・中近東・アフリカ・インド・ユーラシアなどの特許庁データが存在する国であり、この数値は、“合計域内Σ-その他”としている。
- 4 黒数値は年報データ。赤字は計算データ。
- 5 網掛け領域は非居住者データを基に次式で分配した。居住者出願の半数が、外国出願され、各国の出願件数割合で各国に出願されている。各国のその他実件数の半数がTPPの件数不明国の出願として件数修正した。
- 6 ブルネイ非居住者の件数(42)は2009年の数字。

図9 TPP域内各国の特許出願件数統計2010

かつ一番効果的な国の選別をして権利化を図り、その権利を行使の為に常に監視調整していくというようなことも考える必要があろう。

特許	パリ条約	12ヶ国の審査 費用は約2,000万円/件・TPP12ヶ国
	PCT	13回の審査 費用は約2,000万円/件・TPP12ヶ国
	PPH	(採用率不明 現地弁理士費用発生中)

#### (4) 権利化経費のまとめ

権利化の費用をTPPの12ヶ国を例にとって整理すると以下ようになる。商標、意匠は少なくて済み、特許は高額である。特許は審査への対応回数もばかにならない。PCTの場合には、国際段階の予備審査と各国審査を考えると単純計算で13回の審査回数となる。

これらがすべて企業負担である。企業の知財部門には効率、効果的な権利化策が必要であろう。

地域の特許制度としては、欧州特許制度が先輩であり、また、欧州制度はロンドンプロトコルの導入により、域内の保護国数を上げるのに貢献している。すなわち、審査を欧州特許庁が一元的に行い、各国への移行は、請求範囲の移行国の言語への翻訳文の提出で足り、権利行使の際に初めて明細書全文の該当国言語の提出をするという仕組みである。これにより、出願人の負担が大きく軽減された。こうした制度、体制改革には、国を挙げての国外対応を活発化して頂く必要もある。

商標	通常各国手続き	12ヶ国の審査 費用は約250万円/件・TPP12ヶ国
	マドプロ使用	1ヶ国の審査 費用は約150万円/件・TPP12ヶ国
意匠	通常各国手続き	12ヶ国の審査 費用は約150万円/件・TPP12ヶ国
	ヘーグ協定使用	1ヶ国の審査 費用は約30万円/件・TPP12ヶ国

## 6. 知財懸念の顕在化

青天井の様な経費を知財部門に与えられないという現状を認識の上で、今後の日本企業のビジネスの強化や継続の必要性、つまり、成り行きに任せてビジネスを取られ弱体化しないようにするためには、現状の制度下、各企業はTPPという経済連携地域において効率的で効果的な権利化戦略を追求して対応せざるを得ない。

特に、企業は、その分野と製品種類に従って商標、意匠、特許の内のいずれの権利をTPP内で権利化すべきか、また、そのためには、関税撤廃で自由化された品目群が自社ビジネスに影響しないか、活発化するのが何れの国の間で生じるのかも分析が必要になる。

何れの国に競合関連品目の開発、流通ハブが生じるのか、海賊版、模倣品を分析して、どの国でどの権利を押さえるのが有効なのかを考える必要も有るだろう。

更には、権利行使の観点について今回詳細な調査分析をしなかったが、経済連携交渉中の各国の法の執行制度や体制は必ずしも十分でないと言われている。従って、経済連携交渉では各国の法律や体制の整備を求めてゆく事は当然である。但し、各国で整備されたとしても、各企業は各国での模倣・侵害監視や、模倣・侵害が生じたすべての国において司法手続きするという、膨大な作業に直面することになる。それに限るものではないが、欧州統一特許、統一裁判所の様に、一つの機構によって一定の領域内に一括した権利執行が可能な仕組みの検討・研究・分析も期待される場所である。

因みに、2014年2月24日に開催されるJIPA知財シンポジウムでは、政策学者、経済学者、FTA交渉経験者等、有識者のパネルディスカッションを実施し、この知財の懸念の解へのヒントとなる議論をお願いしている。

## 7. おわりに

JIPAも法整備に関し、経済産業省の関係部署や日本特許庁関係部門と意見交換を実施している。この意見交換会の場において、委員からは、個別の条項のみならず、権利化、及び、権利行使の両面で、各地域を一括して統括するような欧州統一特許機構や統一裁判所のような知財の地域一元化機構が必要であるという意見も存在し、更には、模倣品差し止めも一括してできるような仕組みも将来ビジョンとしては考えても良いのではないかという意見もあった。

TPP会合で検討されたと言われる文書も最近流れてきている。この情報は不確かなものであるが、その中には審査のワークシェアの推進や、出願人の負担軽減を考慮した手続き簡素化につながるような仕組みに関する日本の意見も議論されているように記載されている。こうした国々の協力による全体制度の検討は、この経済連携域の国々の企業には効率的で効果的な知財の強化、ひいては、イノベーションの強化には前向きな検討であると考えている。先に説明したような、権利者の懸念の観点に立てば、今後発生するRCEP交渉や、将来的なFTAAP交渉には、ワークシェアのみならず、更に一歩進んだ仕組みである地域の統一知的財産機構構想、より一層使いやすい制度の議論ができるような仕組みの設立も期待したい。

### 参考文献

- ・渡辺利夫、開発経済学入門（第3版）、東洋経済新報社（2010）
- ・若杉隆平・伊藤万里、総合研究 現代日本経済分析 4 グローバル・イノベーション、慶應義塾大学出版会（2011）
- ・特許庁、特許行政年次報告書2013年版〔統計・資料編〕

（原稿受領日 2013年11月13日）